

## 令和6年度 第2回三島市障害者施策推進協議会 会議録

### 1 開催日時

令和7年2月6日(木)午後2時から午後3時45分まで

### 2 開催場所

三島市総合防災センター 1階 防災研修室

### 3 出席者

#### (1) 委員 16人(22人中)

中村正蔵会長、松村隆文副会長、秋山裕子委員、小川恭弘委員、山口晶久委員、村松日出子委員、新井早苗委員、三浦正康委員、長島康野委員、山本秀臣委員、土屋令子委員、上田豊子委員、皆川尚之委員、大嶽文紗子委員、池田幸男委員、鈴木俊昭委員

(欠席 三宅秀樹委員、石田えつ子委員、鈴木幸江委員、井原一泰委員、松本仁美委員、碓井宏政委員)

#### (2) 事務局ほか 5人

西川社会福祉部長

(障がい福祉課)青柳課長、津田課長補佐、大橋課長補佐、亀井主事

4 会議の公開・非公開 公開

5 傍聴人の人数 0人

### 【会議録要旨】

#### 1 開会

#### 2 委嘱状の交付

#### 3 会長挨拶

#### 4 社会福祉部長挨拶

#### 5 議事

— これより会長による議事進行—

#### (1) 令和6年度三島市障害者施策推進事業実績(経過)について

資料1及び資料3に基づき事務局から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

委員:3ページの補装具と日常生活用具の給付は金額で表示されているが、去年は件数で表示されていた。比較がしにくいので、件数を入れていただいた方がいいのでは。何か理由があれば教えてもらいたい。

障害者スポーツ大会県大会で、去年は卓球が新たに設けられた。今年なくなっているが、経緯があれば説明をお願いしたい。

また、7ページの相談支援事業の各相談員の件数が今回表示されていないので比較ができない。

最後に、先ほど任期が来年の5月末までとの話があったが、確認したい。

事務局：任期は間違えました。申し訳ありません。

事務局：まずは3ページの補装具と日常生活用具給付の表記の違いについてだが、委員は第1回の会議の時と資料の表記が違うということを言っているのだと思う。第1回の会議の資料は、令和5年度の実績ということで件数により表記をさせていただいたが、今回の資料は、まだ事業計画の経過ということで、金額で表示させていただいた。委員の方から比較ということでご意見いただいたので、件数も表記するような形に修正させていただければと思う。ちなみに、令和6年12月末の件数は補装具が101件、日常生活用具が2,368件であった。

障がい者スポーツ大会県大会の卓球競技が記載されていない理由は、スポーツ大会の種目は、それぞれ市内にお住まいの方からエントリーをしていただくような形で参加をしていただいている、今年度は卓球への参加者の方がいなかったため記載されていない。

7ページの各相談員の相談件数の実績も、前回は令和5年度の実績報告だったが、今年度はまだ経過で件数の集計ができていなかったことをご理解いただきたい。こちらについても、12月末現在の件数を表記する形で修正したい。

委員：今日説明のあった災害発生時避難所等開設までの流れの資料だが、福祉避難所という言葉はあまり聞き慣れない。この資料の右側の6番の福祉避難所に避難の所で、指定避難所からの要請によりと言われるが、避難所から本部への要請は無線ですることになっている。そうすると、どこまで対応できるかというのがある。また、避難所の中に要配慮者スペースは今は確かない。こういうことも聞き慣れた方を通じて、もう少し細かいところまで詰めた方が良いでしょう。

事務局：福祉避難所の詳細なところや、要配慮者スペースの方については、各指定避難所の方に設けていただくよう危機管理課を通して周知してもらうことになっているが、一例として、今回、福祉避難所の開設訓練を南中と佐野あゆみの里で実施させていただいたが、その時に、新谷自治会に参加していただく中で、南中の指定避難所に要配慮者スペースを確保しているというお話を伺った。ただ全部の避難所で確保されているかについては確認できていないので、また危機管理課とその辺のところを詰めさせていただければと思う。また、要配慮者の方についても、引き続き、必要な支援体制が整えられるよう庁内で検討していければと思っている。

委員：確認だが、南中とあゆみの里は福祉避難所はなのか。

事務局：福祉避難所は、あゆみの里。福祉避難所として開設される施設は28施設あり、南中は、指定避難所で指定をされている。障害のある方を対象にした福祉避難所は、市内では、佐野あゆみの里と見晴学園のみはらしの丘とみは

らしの里の3施設である。

委員：まごころ会は精神障害の家族会である。7ページの18番のところ、相談支援事業で精神障害者相談員2名となっているが、そのうちの1名は私が勤めているので、少し宣伝をさせてもらいたい。昨日も相談日で二人来た。私ども相談員は専門家ではなくてピアという同じ立場なので、私だと家族の立場で相談に来られた方の悩みを聞くと、傾聴するというのが主な役割。相談者の数は多くないが、ちょっとどうしていいかわからない親子問題で相談したいという方もいるし、民生委員に紹介されてきた、カレンダーを見てきた、福社会館の窓口で紹介されてきたという方もいる。悩みを話したり、必要に応じて専門の窓口を紹介したりしている。話を聞いてもらっただけで、ああよかったと言って帰られる方もいるし、私は相談員として、それでいいのかなと思っている。もし皆さんの身近で困ったなという方がいたら、こういう相談員もいるのでご紹介いただければと思う。

委員：施設で150人くらいの支援しているものだが、現場の方でいくつか伺いたいことがある。まず、2ページの日中活動系サービスで、先ほど就労継続支援B型事業所が増えているとの説明があった。今、全国的に非常に問題になっているのは、A型が適正な運営ができないということで廃止され、B型へというところで、B型に移転する事業者がいる。A型からB型に移るとき、B型への認可を県にあげる場合の市の意見書で適正かどうかの判断をするが、判断基準はあるか。

事務局：B型事業所の指定に関する市の判断基準があるかどうかだが、指定するのは県。県は各市町に必要性を勘案して意見を伺うことになっている。市で意見を書くにあたっての基準は、障害福祉計画等の計画に定められている人数に対して、人数が充足しているかどうかを見て、適切かどうかの判断をしている。人数を基準にしているということでご理解いただきたい。

委員：私どももA型をやっているが、A型の適正運営は数年前から国や県から示されていて、それに基づいて改善を毎年やっている。改善ができなかった事業所が、安易にB型に行って、本当に利用者のために適正な事業所として運営できるのかどうかというのが、個人的にはちょっと疑問に思うところ。かといってその適正な経営とか運営というものを、ある程度基準の中で明確にするというのも非常に難しいと感じるところがある。

2つ目の質問は8ページ22番の自立支援医療給付の関係だが、私たちの事業所に、今まで定期的なりハビリを受けていた身体障害者の方がいるが、生活保護受給者である。制度が厳しくなった関係で、医療行為を伴う通常リハビリは生活保護で認められない。自立支援医療でも認められないため、その費用を捻出できずリハビリを断念した方がいて、障害が固定化されたため、歩行がだいぶ厳しくなっている。医療は生活保護が優先なのか、障害が優先なのかというのもあるが、リハビリを受けることはできるのか。

事務局：自立支援医療は、治療することによって、障害の程度が軽減され、生活の

質が上がることを期待できる医療のこと。育成医療は、障害児が対象で、治療をしなければ障害が残ってしまうため、確実な治療効果が期待できるもの。リハビリが該当するかどうかということについては、お医者様の診断書等で、こちらから判断させていただいている。治療することによって障害の程度が改善するというのであれば、治療として認められる可能性はあるが、あくまでも、お医者様の意見書、診断書によって判断させていただくということで、ご理解をいただければと思う。

委員：次に、9ページ28番重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は今のところ0件ということだが、私どもの事業所でも、がんにかかっている障害者の方たちがこのところ急に増えてきて、昨日もがんセンターでケア会議に出席させていただいた。医療の方から、身体障害者の方たちのお話がわからないので、家族や支援者に同席をしてもらいたい、と言われる機会がこのところ特に多い。感染等を含めて、今7つの病院に、利用者の支援に行き診察室に入っている。入院時には障害のある方が入院するので、その方の特性を含めて説明させてもらったワーカーさんをつなげさせてもらうなど入院時に困らないようにしている。通院時のコミュニケーション支援を今後検討していただけないだろうか。保護者のいない障害のある方たちは、相談支援事業所のエリアなのか、それとも、通所の事業所なのか、グループホームなのか、本来どこがやったらいいのか教えていただきたい。

事務局：今質問をいただいた入院時コミュニケーション支援事業は、精神科の病院を除く医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者を派遣し、円滑な医療行為が行えるようにすることを目的に実施しているもの。令和6年度は実績ゼロということになっており、この何年か実績の方はないような状況にある。通院時に支援を行っていただく方の派遣等が検討できないかという質問をいただいたが、現状で派遣する制度はない。ただ、通院の際にも、支援の必要な方等はいらっしゃるので、サービスを使っている方は相談支援事業所の相談支援の方等と相談してもらおう中で、必要な支援等につなげてもらえればと考えている。障がい福祉課や基幹相談の方でも結構なので、相談してもらえればと考えている。

委員：最後に、前回の実績報告で、物価高の影響はあるが水道料の支援等は難しいということが書いてある。物価高が進み、だれもが非常に生活が苦しいところ。通所の場合は食事を出しており、今まで無料で昼食を提供してきたが、この物価高で材料費を150円だけいただくことにした。最近、何人かの利用者から、通所以外の土日のお昼を抜いているという話があり、そういうところで切り詰めているのだと思う。社会福祉協議会の会長がいらっしゃるので、フードバンクは土日の食料のお昼だけでも連携が取れるかどうか伺いたい。

委員：三島市の社会福祉協議会がフードバンクの窓口というか事務局になっているわけだが、最近、フードバンクの量自体が極端に少なくなっているの、対応

は少し難しいかなと思う。今やっていることは、相談に見えた方で、困窮者の方にできる限り支援する程度で、そんなに量的には多くない。最近はあまり関心がないなど、ご協力をいただけない状況。

委員：7ページ20番地域自立支援協議会アーチについて、2月29日に報告会があるので私も参加するが、アーチって話をすると、何それ？みたいな感じで言われる。共有されていないというか、浸透していない。内容的なものは見晴学園のホームページを見れば載っているが、ネットを見ない方もいる。できれば紙ベースで障がい福祉課に置いてもらえれば、これって何？アーチって何？と手取る人はいると思う。アーチについて知っていただきたいと思うので、話し合った内容等も紙ベースにさせていただきたいなと思っている。

次に前回もお話ししたが、令和3年に国の方で個別避難計画の作成をということで、避難計画が出た。三島市のところを見たら、高齢者の方たちの個別避難計画をしている人数と同じだったので、高齢者のものなのかなと思った。できれば障害者の個別避難計画も作っていただきたい。また、地震が発生した時に、指定福祉避難所というものを設けてもらって、指定福祉避難所として認めていただければ、家が半壊し、避難した方がいいと思う方は直接、指定福祉避難所に避難することができる。平時の時にあなたはここに行ってくださいということを決めてもらえれば直接避難ができ、周りの方に迷惑をかけずに避難することができる。私たち親も、子どもが騒いでも安心していられる場所が指定福祉避難所で、お互いに協力もし合える。そういうことを望んでいるが、その考えは市の方であるのか。

事務局：アーチの周知の関係と福祉避難所の関係と2点説明する。まず、アーチの方の紙ベースの資料等だが、アーチの方の活動報告については今委員がおっしゃった通り、見晴学園のホームページでアーチのホームページを設け、必要な情報等を掲載させていただいているので、そちらを活用していただければと思う。

また、紙ベースの資料の関係については、必要な情報等について、その都度、紙ベースで提供できるものについてアーチで検討させていただければと思う。アーチの方も、活動の周知については、必要性を感じているところであるので、ネットだけではお伝えできないところについて、必要に応じて、紙ベースでの案内等も考えていければというふうに思っている。

また、指定福祉避難所についての考えは、危機管理課等と庁内での検討が必要になるところではあるが、現状では、先ほどもフローで紹介させていただいたとおり、福祉避難所として開設している障害の事業所は3施設で、定数は限られた人数になり、必要な方に利用していただく形となる。要配慮者スペースは、全部の指定避難所にあるか、障がい福祉課では確認していない。危機管理課等と協議をしていく中で、指定避難所における要配慮者スペースについては検討していきたい。現状では、福祉避難所への直接避難というのは、どうしても

施設の方が限られているので、ご理解をいただきたい。

委員：福祉避難所が3カ所ということなので、とりあえず聞いてみた。施設の方で福祉避難所にしないのかと聞いたら、福祉避難所にしてしまうと一般の方も来てしまって、障害のある人だけでは収まらなくなってしまうので福祉避難所にはしないという話だった。3施設しかないというのも、見晴の里と丘に何人入れるのか。あゆみの里は福祉避難所になっているが、以前は市の管理だったので、食料等を置いておくスペースがあるという話を聞いた。見晴に通っている人たちはここには来られないと言われたそう。そうすると2カ所しかないところにAの手帳を持っている427名のうち半分の200名が避難すればいいのではないかと思う。指定避難所に要配慮者スペースがあるかと思うが、熊本地震から個別避難計画が主になってきたので、そこから直接避難した方が混乱はなくなるだろうという話。確かに話を進めるのは大変だと思うが、福祉避難所を指定して、その施設がいいと言えば、一般の人は来ないと思う。そこをうまく考えてもらえば、この間というものがいらなくなる。能登半島の時もそうだが、お母さん方が、障がいのある子どもがいるといろいろな問題が出てくると泣いて訴えていた。私たちも協力するので、ぜひ進めていただきたい。

事務局：先ほど個別支援計画の話が出たが、個別支援計画は福祉総務課が担当している。一応高齢者に限らず障害のある方も抽出して、その方々に避難計画を作成してくださいというような形で周知している。ただ、やるやらないは本人のご家族の事情になる。このタイミングで福祉総務課の方で事業所の方等に個別避難計画の作成について改めて周知されるようである。災害時に障害のある方が困らないような体制については私の方も考えていきたいと思っているのでご理解いただければ。

## (2) 令和7年度における主な障害者施策事業計画(案)について

資料2に基づき事務局から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

委員：計画の中の1番と3番について、障害福祉サービス費の抑制という言葉が入っている。どこも財政事情が非常に厳しい。この抑制という言葉の意味合いが、財政上の厳しさから、適正なサービスの運営をしていくことなのか、利用者にも適正に、例えば本年10月頃から、ずっとB型にいていいのか等の見直しを、私たちも現場として新年度からしていかなければいけないが、その辺のことを言っているのか、この抑制という言葉の意味合いを教えてください。

事務局：サービス抑制という言葉の示す意味は、私の方で考えている部分のお話ということになるが、予算の抑制というような言葉というよりも、適正なサービスの利用につながるような支援、その障害のある方が生活していくにあたって必要なサービス料を適正に判断してサービスを利用していただくというようなことで考えている。あくまでも適正なサービスということ考えているという

ことをご理解いただければと思う。

委員：現場でも適正なサービスかどうかというのを、4月からスタッフとやり始める。相談支援事業者さんとも連携を取りながらやっていくが、抑制という文言が、逆に誤解を生みかねない。今本当におっしゃった通りだと思うので、もう少し表現の仕方を変えていただいた方が、おっしゃっている意味の誤解はないのではないかと思う。

事務局：表現のところについては、また、検討させていただければと思う。

委員：私どもは精神障害の分野で活動しているが、その精神の当事者の方とか、あるいは家族の方からしばしば言われることがある。それは、当事者の皆さんは孤立しているので友達が欲しい、仲間が欲しいという声でとてもよく聞かれる。大体当事者はみんな孤立しているので、私も確かにそれはもっともだなと聞ける。今日の資料でいうと12ページの6番にあたると思うが、地域生活活動支援事業の中に、いろいろな文化事業とかレクリエーション事業についての記載がある。当事者の皆さんが友達作りとか仲間作りができるような催し物、を事業所や病院単位の枠を超えて、例えば三島なら三島の当事者の人たちが集まっておしゃべりする場作りみたいなものができるといいなと思う。実際、先月それが三島であった。ピアミーツピアという催し物で、皆さんも緑色のチラシをご覧になったかもしれないが、行ってみたら平日なのになんと40人もいて、当事者が半分、支援者が半分、全部で40人もいて驚いた。私も初めてお会いした当事者の方もたくさんいるし、そういう方々の話を聞くと、こういう場が欲しかった、来てよかったという声も聞かれた。そういうふうに、友達づくりの仕組みがこの街にもできるといいなと思ったので、一言申し上げる。皆様の頭の片隅でも、そういう友達づくりをみんな求めているということを覚えておいていただければ思う。

— 会長による議事進行終了 —

## 6 閉会